

令和 5 年度大阪南消防組合情報公開及び個人情報保護制度の運用状況

消防組合では、住民の皆さんの知る権利を保障し、消防行政に対する理解と信頼を深め、消防組合の諸活動を住民に説明する責任を果たすとともに、住民の組合行政への参加を推進し、公正で開かれた組合行政の実現に資することを目的に、情報公開制度及び個人情報保護制度を運用しています。

令和 5 年度の大阪南消防組合情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況につきましては、次のとおりです。

なお、令和 6 年 1 月 1 日から大阪南消防組合が発足しておりますが、大阪南消防組合規約（昭和 38 年 9 月 27 日大阪府指令 38 地第 1198 号許可）第 3 条に規定する共同処理する事務については、令和 6 年 3 月 31 日まで柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部、富田林市消防本部、河内長野市消防本部のそれぞれの消防本部で処理していたため、令和 5 年度の公表は、柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部のみの件数となっています。

期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

情報公開制度

区分		件数
請求件数		5
処理状況	全部公開	1
	部分公開	4
	非公開	0
	情報不存在	0
審査請求		0

個人情報保護制度

区分		件数
請求件数		0
処理状況	全部公開	0
	部分公開	0
	非公開	0
	情報不存在	0
	訂正等※	0
	部分訂正等	0
	非訂正等	0
審査請求		0

※訂正等とは、訂正・削除・利用停止を指す。